

アクサ生命健康保険組合

健保ニュース

本誌をお持ち帰りになり、ご家族でご覧ください。

(主な内容)・健診を受けたあとのサポートに取り組んでいます

・令和3年度決算のお知らせ

健診を受けたあとのサポートに取り組んでいます 対象となった方は必ずご参加ください

▼生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取り組み

	肥満	非肥満
服薬なし (通院なし)	40歳以上	実施中
	①特定保健指導	
	35歳 39歳	②生活習慣改善サポート
	全年齢	③治療放置者への受診勧奨
服薬あり (通院あり)	全年齢	New ④生活習慣病重症化予防プログラム

当健康保険組合では、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、健診結果に基づいて4つの取り組みを実施しています。対象となった方は、より健康な生活を送っていただくために生活習慣を見直すよい機会として、ご参加ください。

2022年7月下旬以降実施



委託会社：①(株)ベネフィット・ワン ②③(株)JMDC ④SOMPOヘルスサポート(株)

①特定保健指導

特定保健指導は、健康保険組合に法令で実施が義務付けられているもので、健康診断の結果から、40歳以上の方（被保険者・被扶養者）を対象に、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣を見直すサポートをすることにより、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われます。

②生活習慣改善サポート

35歳から39歳の方（被保険者）で、健康診断の結果から、年齢以外は特定保健指導の基準に該当する方を特定保健指導の予備群として、専門スタッフの支援により、生活習慣の改善を実行するための動機づけを行うプログラムです。

③生活習慣病未治療者への受診勧奨

健康診断の結果から、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」のリスクがある方（被保険者・被扶養者）で、健診受診後一定期間経過後も生活習慣病で医療機関を未受診の方を対象に、早期に受診することを促すことを目的に情報提供を行います。

④生活習慣病重症化予防プログラム

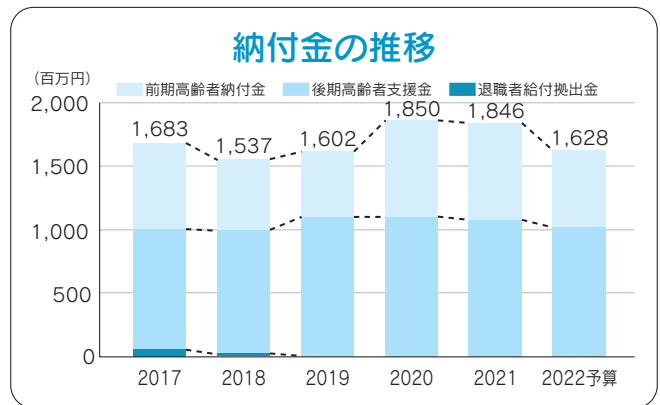
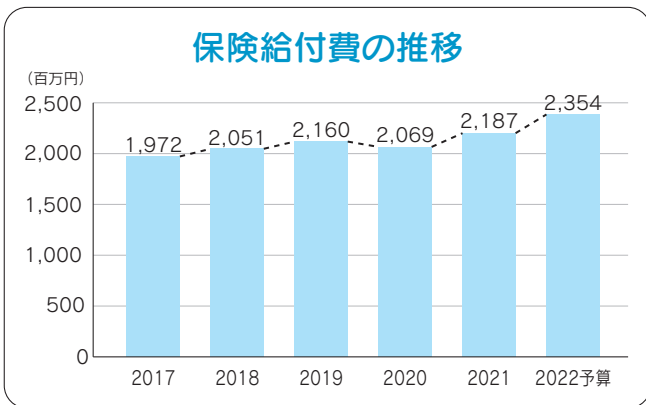
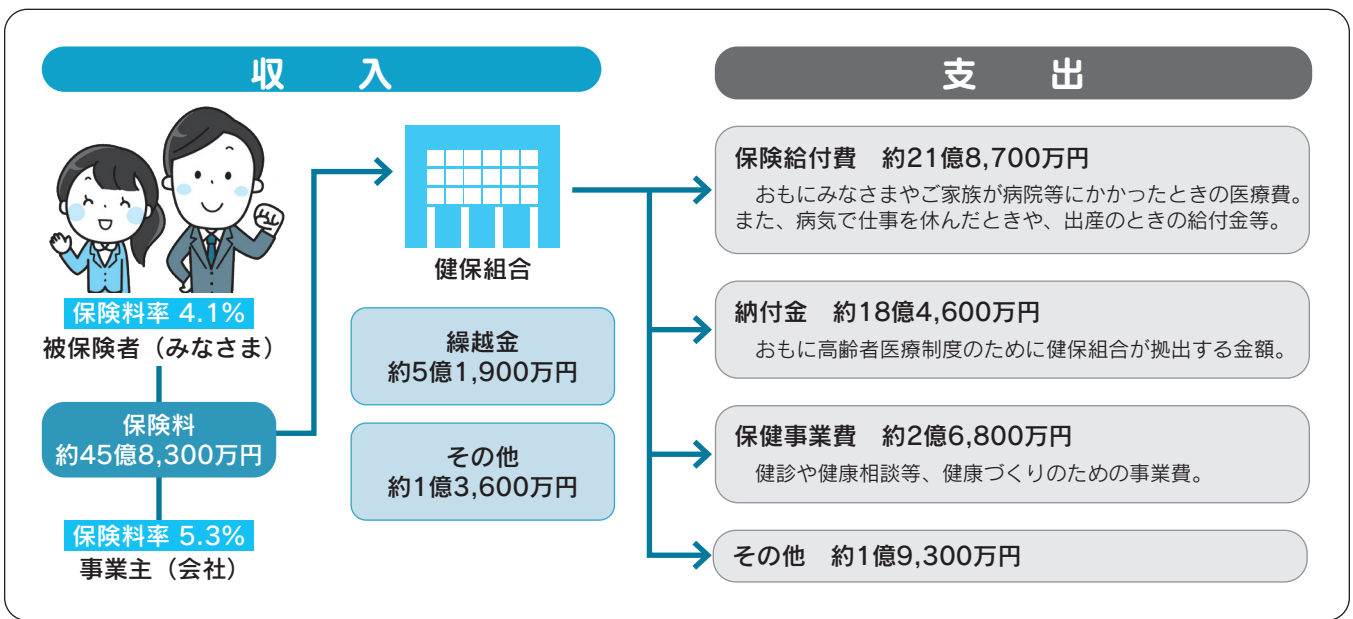
生活習慣病関連で医療機関の受診歴があり、健康診断において生活習慣病のリスクが高い数値結果が出ている方（被保険者）を対象に行うプログラムです。専門スタッフが、助言や相談を行うことで、総合的な健康づくりに役立てていただくというものです。

アクサ生命健康保険組合の 令和3年度決算のお知らせ

当健保組合の令和3年度決算が、第104回組合会で承認されました。

▼保険給付費が増加

令和3年度は保険給付費が約1億1,800万円増加しました。コロナ禍の受診控えの反動により増加に転じています。一方、高齢者医療のための納付金はほぼ同水準でした。経常収支で黒字を維持できましたが、納付金は2022年はコロナ禍の影響から一時的に減少していますが、高齢化により増加傾向にあります。引き続き、医療費の節減にご協力をお願いいたします。



▼介護勘定

健保組合が介護保険料の徴収を代行している介護勘定に関しては、介護保険収入6億3,300万円に対し介護納付金5億9,900万円となり、残金は準備金への積立及び次年度への繰り越しとしました。

○収入

科目	決算額 (千円)
介護保険収入	632,794
(前年度)繰越金	4,601
雑収入	1
合計	637,396

○支出

科目	決算額 (千円)
介護納付金	599,307
合計	599,307

被扶養者健診はもうお済みですか？



対象者	被保険者の被扶養配偶者、40歳以上の被扶養者
申込期間	2022年11月30日(水)まで(受診希望日の1カ月前までにお申込みください)
受診期間	2022年12月28日(水)まで(健診機関により年末稼働日は異なります)
問合先 ・ 予約先	ウェルネス・コミュニケーションズ健診予約センター 電話番号 0570-783-186 月～金/8:30～19:30 土日祝日除く 健診ポータル i-Wellness https://i-Wellness-p.com

※一般の特定健診よりも項目の多い生活習慣病B健診が自己負担なしで受けられます。
※人間ドックの場合は、被扶養配偶者に限り30,000円が補助されます(i-wellnessに表示される金額は補助金適用後の実際の自己負担額となります)。

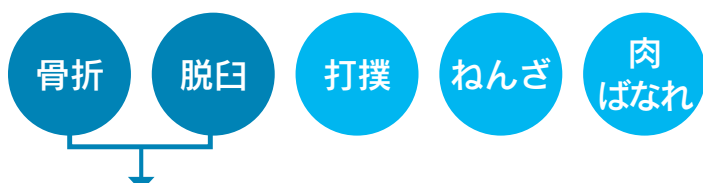


接骨院・整骨院等に通われている方に 医療費通知を発行します

医療費の適正化の取組として、昨年同様に、接骨院・整骨院等に通われている方について医療費通知を発行します。接骨院・整骨院等は骨折・脱臼などの応急処置のほかは、外部からの要因による打撲・捻挫などに対してのみ健康保険の適用となります。通知を受けられた方は、負傷箇所、日数、金額等のご確認をお願いいたします。

対象者	直近1年間のうち10ヵ月以上通われている方
発送時期	2022年10月下旬(予定)

健康保険が使える範囲



応急手当の場合をのぞき医師の同意が必要

こんなときは健康保険は使えません

- 日常生活での疲れ、肩こり、腰痛
- 病院などで治療中の負傷
- 内科的原因によるもの など



10月から インフルエンザ予防接種費用補助を実施します

補助条件	対象者	予防接種時に健康保険組合に加入する被保険者(社員)本人分(任意継続被保険者を除く) ※昨年度同様に健康ポータルサイトPep Upからも費用補助申請ができます。 ※毎月20日健保メとし翌月給与での支給となります。支給日時点で在籍している方のみ支給となります。
	接種期間	2022年10月1日(土)～2023年2月28日(火)まで
	申請期日	2023年3月20日(月)までに健保組合へ申請

被扶養者調査を11月に実施します

健康保険法施行規則第50条等に基づき、被扶養者が引き続き扶養基準を満たしているかを確認するため、被扶養者調査を実施しています。健保組合は事業主や被保険者からの保険料を財源に運営されており、大切な保険料が適正に使われるためにも、被扶養者の資格確認は厳格に行うことが求められます。

対象者の方には11月上旬に調査票を案内しますので、ご協力をお願いいたします。

調査対象	2022年4月1日時点で18歳以上の被扶養者(ご家族)
提出締切	2022年11月30日(水)



10月からの法改正のお知らせ

◆ 育児休業中の保険料免除要件の見直し

育児休業中は、給与から天引きされる健康保険や厚生年金の保険料が免除されます。現在は月末時点で育児休暇を取得していると免除対象となりますが、2022年10月からは月内に14日以上の育児休業を取得した場合にも保険料が免除されるようになります。

賞与にかかる保険料も育児休業中は免除されますが、1ヵ月を超える育児休業を取得している場合に限り免除の対象となるように変更されます。

◆ 従業員101人以上の勤め先のパート・アルバイトの方は社会保険の適用に

従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は、以下のすべてに当てはまると社会保険の適用となり、厚生年金・健康保険に加入することになります。社会保険料を負担することになりますが、将来の年金が増えたり、病休期間や産休期間の手当金が支給されるなど、保障が厚くなります。

● 従業員数101人～500人の勤め先で、以下のすべてに当てはまる方（2024年10月からは51人以上の勤め先が対象）

- ① 週の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金が8.8万円以上
- ③ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある
- ④ 学生ではない（休学中や夜間学生は加入対象）

■ 今後の育児休業中の保険料免除要件

【長期間の育休の場合】（※扱い変わらず）



【短期間の育休の場合】



月末時点で育休取得していなくても免除されます

ご家族が該当する場合は、被扶養者でなくなります。手続きをお忘れなく！

2021年秋より本格運用中！

マイナンバーカードが 保険証に

「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関や薬局では、マイナンバーカードが保険証として利用できます。



▲ステッカー



▲ポスター

便利な機能

本人が同意すれば、医療機関や薬局で過去の薬剤情報や特定健診情報が確認できる

「マイナポータル」で、過去の薬剤情報や特定健診情報がいつでも閲覧できる

限度額適用認定証がなくても、医療機関・薬局で限度額以上の一時支払いが不要となる

確定申告書の作成時に、医療費通知情報がデータで連携できる

転職した場合、新しい保険証が手元に届いていなくても、保険証として利用できる

◆ 使用するには事前申し込みが必要

- マイナンバーカードと交付の際に設定した数字4ケタの暗証番号を準備してください
- スマートフォンやパソコン、セブン銀行のATMで申し込みができます

※スマートフォンの場合は専用アプリが、パソコンの場合はICカードリーダーと専用アプリが必要です
※一部の薬局でも申し込みサポートがあります

詳しくは

健康保険証 マイナポータル

検索

スマートフォンは
こちらから

